

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	社会福祉法人美友会	種別	児童発達支援 放課後等デイサービス
代表者	岸口 実	管理者	大石 有希
所在地	明石市魚住町住吉 1-7-10 よつはメディカルケア 1 階	電話番号	070-5579-2631

第Ⅰ章 総則

（1）基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

■ 利用者の安全確保

利用者に深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保すること」を第一に考え、「利用者の安全を守るための対策」を講じる。

■ サービスの継続

当事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。したがって極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進める。

■ 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが想定される。したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点から、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが必要となる。

（2）研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

- ・ 平時からBCPの内容に関する研修を年1回（4月）※行い、研修の実施内容を記録する。
- ・ 入職時の研修（担当：管理者）
- ・ 作成したBCPを関係者と共有（委員会）、年4回（4月・7月・10月・1月）
※BCPの内容に沿った訓練（シミュレーション）を年1回（9月）行う。
- ・ 最新の動向や研修・訓練で洗い出された課題等をBCPに反映させるなど、定期的に見直しを行う。

第Ⅱ章 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
書庫	家具転倒防止安定板による固定	
児童の個人棚	耐震マット	
教材ラック	転倒防止伸縮棒	
窓ガラス飛散防止	実施済み	
建物周囲の樹木倒壊や飛散物はないか	月に1回自主点検を実施	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	同上	
避難経路の確保	同上	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

・耐震構造、耐震補強は賃貸物件のため不明(築年月日 R6年6月)

② 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認(建物周辺の側溝等)	月に1回自主点検を実施	明石市ハザードマップ参照
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	同上	
窓ガラス飛散防止	実施済み	
建物周囲の樹木倒壊や飛散物はないか	月に一回自主点検を実施	
避難経路の確保	同上	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼動させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器：パソコン・インターネットなど	社用携帯・ラジオ 保護者連絡・・・緊急連絡先シートファイル 職員連絡・・・ラインワークス
照明機器、冷暖房器具	懐中電灯・夏場は暑さ対策としてうちわ・保冷剤(冷えピタ)を用意 ・冬はタオルケット・ホッカイロ等で寒さ対策

(3) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保を記載する。

1 飲料水

・ペットボトル2L×20本(3日分×約20人分)：洗濯・備蓄室

2 生活用水

・ペットボトル2L×10本(3日分×約20人分)：洗濯・備蓄室

*貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(4) トイレ対策【利用者／職員】

簡易トイレを使用する。(水不使用タイプ)

(5) 汚物対策

洗濯室をごみ置き場又は施設外へとし保管する。

(6) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。

定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

(7) 送迎時対策

- ・可能であれば安全な場所に車を移動
 - ・添乗員は児童の状態を把握
 - ・事業所へ状況報告、事業所は必要な措置(応援職員・関係先連絡)を講じる
 - ・救命措置が必要な場合は即座119番通報し、救命措置を行う
- ※人手が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水2L	20本		洗濯・備蓄室	管理者・職員
非常食(ビスコ)	60食			
紙皿・紙コップ	各50			

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
ピューラックス	1本		洗濯・備蓄室	管理者・職員
絆創膏(6サイズ)	1箱			
使い捨て手袋	2箱			
アルミブランケット(防寒具)	20枚		洗濯・備蓄室	管理者・職員
トイレットペーパー	18個			
アルコール綿	1箱		shipforなーしんぐ事務所	管理者・職員

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ポリ袋(ゴミ袋)	30枚	洗濯・備蓄室	管理者・職員
電池	単三・単四 ボタン電池 2R41/各10個		
懐中電灯(各支援室)	各1個		
電池式照明器具、兼 モバイルバッテリー	1個		

ラジオ	1 個		
軍手	20 双		
カッパ	10 枚		
タオルケット	10 枚		
簡易トイレ	50 セット		

第Ⅲ章 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

- 明石市において震度 5 以上の地震が発生した場合

【水害による発動基準】

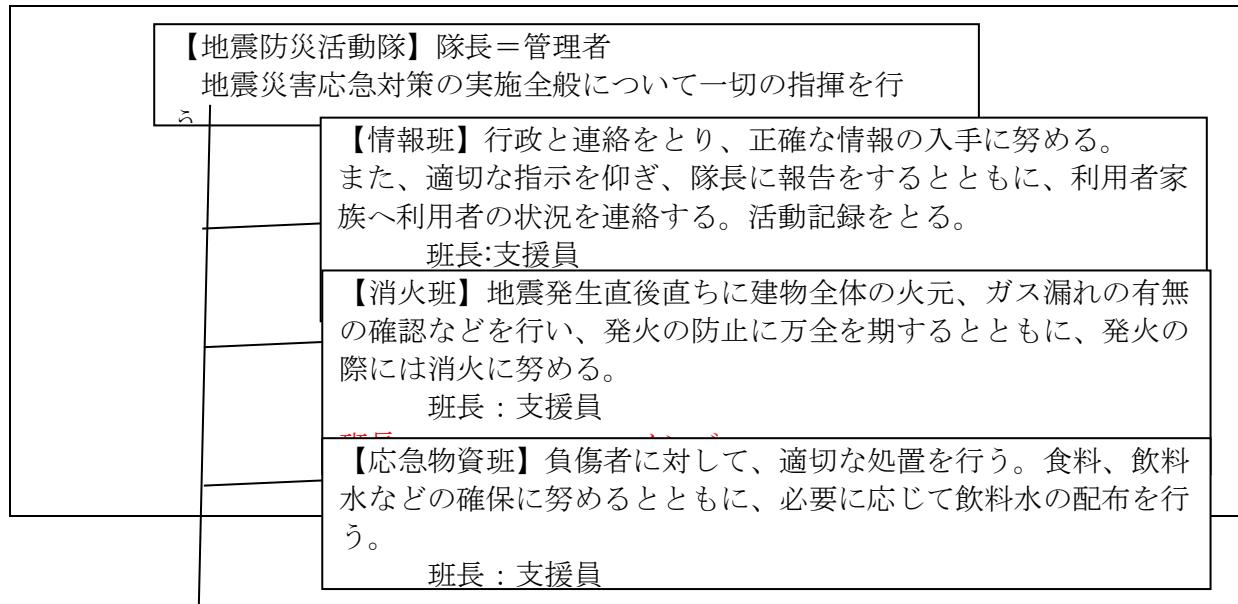
- 床上浸水又は通信回線が不能な水害の場合

【共通の発動基準】

- 交通網の寸断や職員の負傷等による出勤可能な職員の不足
- 法人所有建物や設備等の被害状況
- 電気・上下水道・ガス・通信等の重要インフラの途絶
- 被災状況や社会的混乱状況などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断する場合

管理者	代替者
管理者 大石 有希	法人本部 西窪 千佳

(2) 対応体制



(3) 職員の参集基準



配置基準 種類	時間帯	管理職		正規職員・契約職員(パート)	
		参集・待機	行動	参集・待機	行動
警戒 3	勤務時間内	職場待機	<ul style="list-style-type: none"> 今後の対応を法人本部と協議(閉所の決定) 緊急連絡指示 避難誘導 	職場待機	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・施設近隣住まいの参集できる職員に指示があれば参集 避難誘導 保護者へ連絡、お引渡し
	勤務時間外 (休日)	職場参集		自宅待機	
警戒 4・5	勤務時間内	自宅待機	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル3で閉所している 今後の対応を法人本部と協議 緊急連絡指示 利用者、職員の安否確認 	自宅待機	<ul style="list-style-type: none"> 指示情報収集
	勤務時間外 (休日)	自宅待機		自宅待機	

以下のような状況の場合は、無理に出勤する必要はないものとします。

- 自身または家族が負傷して救助を待つ場合
- 自宅が被災した場合
- 浸水、道路の陥没で移動に危険を伴う場合
- 災害時に徒步やバイクで通勤可能なスタッフを把握しておく。

(4) 安否確認の流れ

利用者・職員の安否情報については、緊急連絡先シート(利用者)・ラインワークス(職員・法人本部統括・各部署管理者含む)で順次連絡をとり安否確認シートに記載する。

(5) 避難場所や避難方法

第一避難場所	施設敷地内駐車場	徒歩
第二避難場所	親水公園	徒歩
第三避難場所	明石工業高等専門学校	徒歩

※ルートは定期的に確認を行う

(6) 通信マヒ時の連絡手段

N T T の災害用伝言ダイヤル	
tel171→1#→077-577-1001→伝言を入れる→9#	
tel171→2#→077-577-1001→伝言を聞く	
災害用伝言版 (web171)	
電話番号とキーとする 077-577-1001	

第IV章 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

<連携先との主な協議内容>

- ・送迎先(ご自宅・保育園・幼稚園・学校・児童クラブ等)
- ・今後のスケジュール・決定事項・今後検討すべき事項

(2) 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
社会福祉法人 美友会 すみよしこども園	078-947-0500	法人内他事業所からの応援職員・ 業務の縮小・事業所の閉鎖を検討・すみよしこども園に避難も検討
社会福祉法人 美友会 ship for なーしんぐ	070-5579-8730	

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
大国クリニック	078-948-3900	負傷者の容態の相談・処置について

【連携関係のある行政等】

名称	連絡先	連携内容
明石市福祉局 障害福祉課	078-918-1344	被災状況等の相談・報告

第V章 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

(1) 被災時の職員の派遣

- ・事業所の詳細を登録する
- ・最寄りの福祉施設への支援(避難誘導)

(2) 福祉避難所の運営

※指定を受けないが、施設建物の安全確認がとれたら避難場所として開放する。

＜更新履歴＞

更新日	更新内容	更新者
2024. 8. 19	第二・第三避難場所変更	石谷
2025. 3. 31	管理者変更・備蓄品変更	石谷
2025. 8. 1	管理者変更	大石